

資料 4 - 1

平成 2 1 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

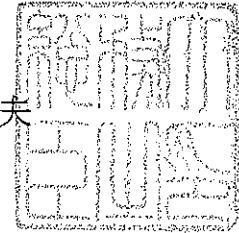
(諮問第1016号)



諮問第1016号
平成21年 5月18日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年4月16日付け郵経企第17号により、平成21年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体で同条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第11条の規定に基づき諮問する。

審査結果

審査基準	審査結果	理由																						
<p>【政令】 (寄附金の配分団体等の決定の認可) 第3条 会社は、法第7条第5項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第1項の申請書の写し及び同条第2項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【施行規則】 (認可申請書に記載する事項) 第2条 令第3条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第2条第1項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第2条第2項第1号及び第2号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第2条第3号に定める書類についても添付されているが、法第9条第2項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>																						
<p>【法】 第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業</p>	適	<p>1 配分団体が行う事業</p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="906 1659 1310 2056"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>210 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>5 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>3 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>39 団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>18 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>278 団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	210 団体	第二号	5 団体	第三号	1 団体	第四号	0 団体	第五号	1 団体	第六号	3 団体	第七号	39 団体	第八号	1 団体	第九号	1 団体	第十号	18 団体	計	278 団体
法第5条第2項第一号	210 団体																							
第二号	5 団体																							
第三号	1 団体																							
第四号	0 団体																							
第五号	1 団体																							
第六号	3 団体																							
第七号	39 団体																							
第八号	1 団体																							
第九号	1 団体																							
第十号	18 団体																							
計	278 団体																							

審査基準	審査結果	理由
<p>七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</p> <p>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</p> <p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</p>		
<p>【法】</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額[*]を控除するものとする。</p>	適	<p><u>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</u></p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,806万円 <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 695万円 ・ 会社の積算では769万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額4億6,303万円の100分の1.5に相当する額：695万円）の範囲を超える分（74万円）については会社が負担 <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p>

審査基準	審査結果	理由
		<p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の公募のために要した人件費 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4万円 <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 114万円 ・ 会社の積算では142万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額：7,630万円の100分の1.5に相当する額：114万円）の範囲を超える分（28万円）については会社が負担
<p>【法】 第7条</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p> <p>5 会社は、<u>第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	適	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>配分団体ごとの配分すべき額については、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本として決定していることから、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 第7条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、<u>第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	適	<p>4 配分団体が守らなければならない事項</p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 配分金の使途についての監査に関する事項</p> <p>配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に應ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

郵 経 企 第 1 7 号
平成 2 1 年 4 月 1 6 日

総務大臣

鳩山 邦夫 様

郵便事業株式会社代表取締役会長

北村 憲雄

平成 2 1 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 2 4 号）第 7 条第 5 項及
びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 3 3 年政令第 2 7 9 号）第 3 条の
規定に基づき、平成 2 1 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金
付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守
らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、
認可を受けたいので申請します。

1 年賀寄附金

(1) 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

(2) 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

2 カーボンオフセット年賀寄附金

(1) 配分団体及び配分額

別添 4 のとおり

(2) 配分団体が守らなければならない事項

別添 5 のとおり

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 6 のとおり

平成21年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

1 年賀寄附金

①社会福祉の増進を目的とする事業(210団体 352,986,000円)

配分団体		使途内容	配分額(円)
名称	住所		
特定非営利活動法人「飛んでけ!車いす」の会	060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目札幌ビル2F	車いすの整備活動拡充事業	675,000
社会福祉法人 中士幌福祉事業会	080-1189 北海道河東郡士幌町中士幌西2線80-25	子育て支援	50,000
特定非営利活動法人 NPO推進北海道会議	060-0062 北海道札幌市中央区南2条西10丁目クワガタビル2F	障がい者の自立生活支援のための講座開催事業	500,000
特定非営利活動法人 人材育成ネットワーク	090-0837 北海道北見市中央三輪5-423-5北見メッセ2F	障がい者の就業支援のためのスキルアップ・スクール開設事業	500,000
特定非営利活動法人 楽しいモグラクラブ	001-0019 北海道札幌市北区北19条西3-2-33-100パームツリービル北19条 1F	障がい者等のための就労体験事業	500,000
社団法人 北海道視力障害者福祉連合会	060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7-1道民活動センタービル4階	障がい者への情報提供のための点字プリンタ整備	1,720,000
特定非営利活動法人 さわやか	099-0404 北海道紋別郡遠軽町大通北4-2-95	授産事業用機器の整備	1,102,000
社会福祉法人 北海道リハビリ	061-1102 北海道北広島市西の里507-1	授産事業用機器の整備	4,500,000
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	065-0020 北海道札幌市東区北20条東1-5-1大西ビル1F	授産事業用機器の整備	200,000
特定非営利活動法人 岩見沢市 手をつなぐ育成会	068-0031 北海道岩見沢市11条西3-1-9岩見沢市広域総合福祉センター内	事務用機器の整備	189,000
特定非営利活動法人 PCNET	061-0051 北海道札幌市中央区南1条東2-3-2マツヒロビル4F	就労支援事業用機器の整備	280,000
社会福祉法人 木古内萩愛会	049-0412 北海道上磯郡木古内町字大平60-7	調理機器の整備	1,025,000
社会福祉法人 あけぼの福祉会	045-0024 北海道岩内郡岩内町字野東210	授産事業用機器の整備	2,900,000
社団法人 北海道ろうあ連盟	060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目道立道民活動センター内	障がい者への情報保障のための機器整備	488,000
社会福祉法人 旭川旭親会	070-0901 北海道旭川市花咲町1-2232	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 愛光会	055-2121 北海道沙流郡日高町富川西12-67-4	訪問用車両の整備	770,000
社会福祉法人 函館幸成会	041-0801 北海道函館市桔梗町435-28	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 草の実会	062-0934 北海道札幌市豊平区平岸4条17-6-6	送迎用車両の整備	1,400,000
更生保護法人 十勝自営会	080-0802 北海道帯広市東2条南14-1	送迎用車両の整備	1,198,000
社会福祉法人 歌登福祉会	098-5205 北海道枝幸郡枝幸町歌登松垣町142	送迎及び荷物運搬用車両の整備	1,890,000
社会福祉法人 ニセコ福祉会	048-1531 北海道虻田郡ニセコ町字有島87-4	送迎用車両の整備	1,600,000
社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団	030-0822 青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ3階	送迎用車両の整備	1,890,000
社会福祉法人 秋田婦人ホーム	010-0026 秋田県秋田市楢山古川新町41-2	塗装工事	5,000,000
特定非営利活動法人 秋田いのちの電話	010-8691 秋田中央郵便局私書箱45号	事務用機器の整備	800,000
社会福祉法人 ひまわり会	023-0833 岩手県奥州市水沢区上姉体2-1-1	授産事業用機器の整備	4,956,000
社会福祉法人 天神会	028-0031 岩手県久慈市天神堂32-8	送迎用車両の整備	2,530,000
社会福祉法人 藤実会	020-0842 岩手県盛岡市湯沢4地割25-1	配食用車両の整備	800,000
社会福祉法人 月山福祉会	997-0056 山形県鶴岡市中野京田字壺柳4-1	授産事業用機器の整備	2,360,000
社会福祉法人 仙台いのちの電話	981-0904 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-3	事務用機器の整備	819,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 臥牛三教会	981-1522 宮城県角田市佐倉字町裏一番63	送迎用車両の整備	2,500,000
社会福祉法人 はらから福祉会	989-0916 宮城県柴田郡柴田町船岡中央1-2-23	送迎用車両の整備	2,483,000
特定非営利活動法人 子育て支援コミュニティ プチママ	963-8852 福島県郡山市台新1-20-7	多世代交流事業	300,000
社会福祉法人 福島いのちの電話	960-8002 福島県福島市森合町14-6	相談員特別研修リーダー養成研修事業	500,000
特定非営利活動法人 福島市聴覚障害者福祉会	960-8162 福島県福島市南町125	授産事業用機器の整備	464,000
社会福祉法人 三島町社会福祉協議会	969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字下乙田889	移送用車両の整備	5,000,000
特定非営利活動法人 なこそ授産所	974-8232 福島県いわき市錦町重殿15	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 二十一世紀会	319-3114 茨城県常陸大宮市野上字篠ノ沢1771-3	就労支援事業用機器の整備	3,000,000
特定非営利活動法人 もうひとつの美術館	324-0618 栃木県那須郡那珂川町小口1181-2	環境整備事業のための機器整備	190,000
社会福祉法人 大門福祉会	321-2116 栃木県宇都宮市徳次郎町65-11	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 平成会	379-2161 群馬県前橋市富田町1180-1	生活関連機器の整備	1,260,000
特定非営利活動法人 群馬ダルク	370-0002 群馬県高崎市日高町144	情報伝達のための機器整備	1,287,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	353-0006 埼玉県志木市館2-4-5-306	点字技能師受験推進及び知識充実のための研修会事業	500,000
更生保護法人 清心寮	330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-19	トイレ改修工事	1,720,000
社会福祉法人 下総会	289-0111 千葉県成田市名木192	介護用機器の整備	400,000
社会福祉法人 横の実会	289-2251 千葉県香取郡多古町北中字大鯉1309-160	障がい者自立支援のための機器整備	690,000
社会福祉法人 まつど育成会	270-2204 千葉県松戸市六実1-64	送迎及び荷物運搬用車両の整備	800,000
社会福祉法人 清郷会	286-0202 千葉県富里市日吉倉1082-3	送迎用車両の整備	1,700,000
特定非営利活動法人 CRIATIVOS -HIV・STD関連支援センター	241-0821 神奈川県横浜市旭区二俣川1-82-21浦中様方	在日ラテンアメリカ系市民のHIV陽性者ための支援事業	1,728,000
特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブさくらんぼ	246-0022 神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境5-5グレートヒル三ツ境2F	病児・病後児保育システム開発事業	500,000
更生保護法人 報徳更生寮	250-0001 神奈川県小田原市廣町1-6-25	漏水箇所修繕工事	220,000
特定非営利活動法人 わーくあーつ	243-0014 神奈川県厚木市旭町1-15-8県央ビル1F	就労支援事業用機器の整備	2,814,000
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町1-1	事務所間連絡用車両(電気自動車)の整備	4,100,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845 山梨県甲府市上今井町260-6五幸ビル4F	障がい・発達障がい児、者のための健全育成事業	500,000
社会福祉法人 増穂町社会福祉協議会	400-0505 山梨県南巨摩郡増穂町長沢1942-1	送迎用車両の整備	1,100,000
社会福祉法人 泉茅会	400-0118 山梨県甲斐市竜王644-5	送迎用車両の整備	990,000
特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク	113-0031 東京都文京区根津1-19-14-201	NPO法人会計基準策定事業	5,000,000
特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト	113-0033 東京都文京区本郷1-10-13-302	社会的養護を受ける当事者のエンパワーメントおよび社会啓発活動のための福祉事業	4,117,000
社団法人 日本発達障害福祉連盟	102-0074 東京都千代田区九段南3-7-7九段南グリーンビル5階	発達障害や早期老化支援のマニュアル作成及び普及啓発事業	4,000,000
特定非営利活動法人 監獄人権センター	101-0052 東京都千代田区神田小川3-28-13ラフイネ御茶ノ水807号室 菊田法律事務所気付	受刑者の社会復帰支援事業	1,480,000
特定非営利活動法人 シャプラニール = 市民による海外協力の会	169-8611 東京都新宿区西早稲田2-3-1早稲田奉仕団内	フェアトレード普及・推進事業	3,974,000
特定非営利活動法人 バリアフリーセンター・福祉ネット「ナナの家」	201-0014 東京都狛江市東和泉1-27-9	障がい者等の体験乗馬会開催	730,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談事業運営及び活動展開事業	5,000,000

配 分 団 体		住 所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ジャパンマック	114-0023	東京都北区滝野川7-30-5	アルコール・薬物等の依存症者のためのリハビリテーション施設の全国調査研究事業	5,000,000
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	101-8412	東京都千代田区神田神保町2-5神保町センタービル7階	盲ろう者のパソコン活用普及促進事業	5,000,000
特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	101-0051	東京都千代田区神田神保町2-13神保町藤和ビル8階	盲ろう者のための支援システムについての広報・啓発ツールの開発・普及事業	4,967,000
社会福祉法人 桜雲会	169-0075	東京都新宿区高田馬場4-11-14-102	視覚障がい者のための金融講座と点字版・金融用語辞典の製作	2,294,000
特定非営利活動法人 つばさ	113-0022	東京都文京区千駄木4-23-14	障がい児、者の自立のための訓練合宿事業	688,000
特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター	169-0072	東京都新宿区大久保3-10-1	電話相談センター設置事業	2,020,000
特定非営利活動法人 バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター	143-0012	東京都大田区大森東2-6-9	バイリンガルろう教育の推進のための手話DVDライブラリー事業	3,980,000
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167-0043	東京都杉並区上荻2-37-10Keiビル	視覚障がい者への励まし活動及び冊子の刊行事業	4,889,000
特定非営利活動法人 ばお	133-0091	東京都江戸川区船堀1-1船堀1丁目団地2号棟1階	障がい者に携わるボランティアの啓発活動事業	1,000,000
特定非営利活動法人 日本ASL協会	102-0072	東京都千代田区飯田橋3-3-11飯田橋ばんらいビル701	国際手話教育及び通訳養成のための教材開発事業	500,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	障がい児・者の自立支援事業	500,000
特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク CILまちだや	194-0013	東京都町田市原町田3-8-12網倉ビル4F	韓国における障がい者リーダー育成のためのサポート事業	500,000
更生保護法人 紫翠苑	193-0932	東京都八王子市緑町78-1	施設の改修	200,000
社会福祉法人 東村山市身障者通所授産所	189-0024	東京都東村山市富士見町3-4-16	授産事業用機器の整備	1,350,000
更生保護法人 両全会	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-40	被保護者のための視聴覚設備機器の整備	185,000
更生保護法人 清和会	123-0853	東京都足立区本木2-15-16	送迎用車両の整備	1,850,000
特定非営利活動法人 結	189-0021	東京都東村山市諏訪町2-5-1	配食用車両(天然ガス自動車)の整備	1,890,000
特定非営利活動法人 生活支援舎	399-8204	長野県安曇野市豊科高家4172-1	屋根葺き替え工事	1,500,000
社会福祉法人 つるみね福祉会	394-0048	長野県岡谷市川岸上4-12-51	生活関連機器の整備	759,000
社団法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-3新潟ユニゾンプラザハート館	精神疾患や精神障害者への正しい理解をを広げ、ノーマライゼーションの実現をめざす啓発事業	300,000
社会福祉法人 新潟地区手をつなぐ育成会	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通一番町86-104	施設の改修	1,366,000
社会福祉法人 フレンドランド福祉会	950-0892	新潟県新潟市東区寺山3-32-21	授産事業用機器の整備	440,000
社会福祉法人 桜井の里福祉会	959-0318	新潟県弥彦村大字麓3036	送迎用車両の整備	994,000
社会福祉法人 南魚沼福祉会	949-6623	新潟県南魚沼市六日町712-4	訪問用車両の整備	500,000
社会福祉法人 遊生会	959-0235	新潟県燕市吉田旭町4-5-21	移送用車両の整備	2,500,000
社会福祉法人 魚沼福祉会	946-0109	新潟県魚沼市和田413-1	送迎用車両の整備	1,070,000
特定非営利活動法人 福寿草の郷	922-0274	石川県加賀市山中温泉西住町ニ25-1	施設の改修	4,000,000
社会福祉法人 あおぞら福祉会	920-0226	石川県金沢市粟崎町5-3-1	送迎用車両の整備	2,400,000
社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会	920-0864	石川県金沢市高岡町7-25	送迎用車両の整備	2,010,000
特定非営利活動法人 バリアフリーシステム推進協会	910-0018	福井県福井市田原2-30-24	中高齢者及び障がい者の社会参加の機会拡充事業	474,000
社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	919-1541	福井県三方上中郡若狭町市場18-18	送迎用車両の整備	1,535,000
社会福祉法人 静岡いのちの電話	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70	静岡いのちの電話10周年記念事業	1,000,000
財団法人 静岡県腎臓バンク	431-3192	静岡県浜松市東区半田山1-20-1	腎臓病及び腎臓移植に関する普及啓発活動	500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 遠浜会	430-0844	静岡県浜松市南区江之島町954-5	通所更生事業用機器の整備	850,000
社団法人 愛知県聴覚障害者協会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館	高齢聴覚障がい者の社会参加機会拡充事業及び介護支援ニーズ調査事業	1,550,000
特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク	444-0802	愛知県岡崎市美合町三ノ久保13-3-103	「アレルギーを持つ患者・家族の会」の設立及び活動支援事業	500,000
特定非営利活動法人 心豊かにARDの会	488-0083	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5656-6	地域社会の福祉増進事業	500,000
特定非営利活動法人 クレサラあしたの会	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南2-11-43	多重債務者等の救済事業	500,000
特定非営利活動法人 移動ネットあいち	458-0041	愛知県名古屋市中区鳴子町1-6鳴子団地第80棟001号室	安全運転教育実施のためのインストラクター教育事業	500,000
特定非営利活動法人 ポバイ	462-0056	愛知県名古屋市中区中丸町1-1中丸団地第3号棟103号	施設の改修	4,732,000
特定非営利活動法人 ゆう	442-0857	愛知県豊川市八幡町弥五郎47	訪問用車両の整備	800,000
社会福祉法人 ふそう福祉会	480-0101	愛知県丹羽郡扶桑町大字山那字番所下83-6	送迎用車両の整備	1,720,000
更生保護法人 東三更生保護会	440-0853	愛知県豊橋市佐藤3-22-1	送迎用車両の整備	1,243,000
特定非営利活動法人 まめなかな	506-0044	岐阜県高山市上切町80	施設の改修	1,300,000
特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家	516-0041	三重県伊勢市常盤2-10-12	外壁改修工事	700,000
特定非営利活動法人 TEAM 笑美S	517-0501	三重県志摩市阿児町鶴方1058-59	移送用車両の整備	1,450,000
特定非営利活動法人 宅老所 はな	520-0113	滋賀県大津市坂本5-26-31	地域社会の福祉増進事業	500,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町4-3-28滋賀県厚生会館別館	難病患者のための社会参加の機会拡充事業	465,000
社会福祉法人 花の木会	527-0111	滋賀県東近江市北花沢町1248	送迎用車両の整備	1,700,000
社会福祉法人 湖北会	529-0354	滋賀県東浅井郡湖北町山本621-5	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 慈恵会	524-0103	滋賀県守山市洲本町1	送迎用車両の整備	600,000
社会福祉法人 光養会	520-1223	滋賀県高島市安曇川町下小川3220-1	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 美輪湖の家	520-0837	滋賀県大津市中庄2-2-11	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0114	京都府城陽市市辺中垣内4	スリーA方式による認知症予防教室	500,000
特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	649-7207	和歌山県橋本市高野口町大野941-5	施設の改修	2,194,000
特定非営利活動法人 絆	646-0051	和歌山県田辺市稲成町80-2	就労支援事業用機器の整備	1,300,000
社会福祉法人 ふじの会	642-0016	和歌山県海南市北赤坂3-1	授産事業用機器の整備	400,000
特定非営利活動法人 まちの案内推進ネット	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-1-39	移動弱者の外出支援のための地下鉄駅バリアフリー案内冊子の印刷提供事業	4,950,000
特定非営利活動法人 地域通貨 ねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大和町11-1	地域通貨を用いての市民交流事業	450,000
特定非営利活動法人 エンパワメント・プランニング協会	533-0031	大阪府大阪市東淀川区西淡路2-13-19	知的障がい者等への理解や社会参加促進支援事業	500,000
特定非営利活動法人 チャイルズ	555-0033	大阪府大阪市西淀川区姫島3-4-34-1104	施設の改修	2,930,000
社会福祉法人 大阪障害者団体連合会	543-0072	大阪府大阪市天王寺区生玉前町5-33	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 裕榮福祉会	567-0819	大阪府茨木市片桐町14-26	施設の改修	2,800,000
社会福祉法人 ノーマライゼーション協会	533-0032	大阪府大阪市東淀川区淡路3-13-37	施設の改修	3,000,000
社会福祉法人 北巢本福祉会	571-0073	大阪府門真市北巢本町37-11	生活関連機器の整備	1,200,000
社会福祉法人 天の川会	573-1192	大阪府枚方市西禁野2-34-1	生活関連機器の整備	1,600,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 来迎寺学園	570-0002 大阪府守口市佐太中町6-53-12	生活関連機器の整備	1,100,000
社会福祉法人 素王会	547-0023 大阪府大阪市平野区瓜破南1-1-18	事務用機器の整備	1,900,000
特定非営利活動法人 はらっば	662-0852 兵庫県西宮市中殿町6-32	乳幼児を抱える親のボランティア参加支援事業	1,506,000
社会福祉法人 いるか福祉会	660-0063 兵庫県尼崎市大庄北5-21-20	施設の改修	1,890,000
社会福祉法人 葦陽福祉会	660-0892 兵庫県尼崎市東灘波町2-10-9	塗装工事	1,500,000
社会福祉法人 加古川くれよん福祉会	675-0131 兵庫県加古川市別府町新野辺574-33	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 まほろば	673-0434 兵庫県三木市別所町小林字仕負谷118-111	授産事業用機器の整備	5,000,000
社会福祉法人 真秀会	675-2105 兵庫県加西市下宮木町576	送迎用車両の整備	1,900,000
社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会	671-2246 兵庫県姫路市打越1100	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 あいむ	671-1102 兵庫県姫路市広畑区蒲田383-3	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 清草福祉会	671-0205 兵庫県姫路市飾東町清住555	送迎用車両の整備	2,200,000
財団法人 加古川総合保健センター	675-0196 兵庫県加古川市平岡町新在家1224-12	入浴車両の整備	2,520,000
社会福祉法人 福成会	661-0001 兵庫県尼崎市塚口本町6-12-15	荷物運搬用車両(ハイブリッド自動車)整備	2,064,000
特定非営利活動法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	700-0816 岡山県岡山市富田町1-6-10東光第一ビル2階	犯罪被害者のための司法福祉支援ガイドブック作成配布事業	673,000
特定非営利活動法人 さんかくナビ	700-0867 岡山県岡山市岡町14-9-202	暴力被害にあった子ども・若者に対する住居提供及び支援事業	500,000
特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター	700-0822 岡山県岡山市表町1-4-64上之町ビル4階	子どもの心の居場所づくりのための専用電話事業	500,000
社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会	700-0807 岡山県岡山市南方2-13-1きらめきプラザ4階	聴覚障がい者のための補助機器の整備	759,000
特定非営利活動法人 オレンジナンバー	719-1156 岡山県総社市門田507	有償運送車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 れしーぶ	680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷240-15	電気自動車の整備	4,000,000
特定非営利活動法人 はとぼっば	697-0033 鳥根県浜田市朝日町93-12	介護相談の啓発事業	500,000
特定非営利活動法人 久米の家	690-0861 鳥根県松江市法吉町久米803-2	介護・介助支援による地域福祉増進事業	500,000
社会福祉法人 ほほえみ福祉会	698-0032 鳥根県益田市水分町7-50	施設の改修	4,769,000
社会福祉法人 かしの木	737-0817 広島県呉市上二河町5-12	障害児者に対する支援者養成事業	1,460,000
社会福祉法人 広島県肢体障害者連合会	734-0003 広島県広島市南区宇品東6-2-20	施設の改修	748,000
特定非営利活動法人 子育てネットゆめもくば	739-0043 広島県東広島市西条西本町28-30西条プラザ内	事務用機器の整備	583,000
社会福祉法人 広島岳心会	737-0161 広島県呉市郷原町2380-181	送迎用車両の整備	970,000
社会福祉法人 あと会	731-4231 広島県広島市安芸区阿戸町418-1	送迎用車両の整備	1,771,000
社会福祉法人 虹の会	729-0106 広島県福山市高西町4-3-69	送迎用車両の整備	990,000
社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会	742-2106 山口県大島郡周防大島町小松144-1	地域福祉増進のための郵便活用事業	498,000
社会福祉法人 豊北福祉会	759-5512 山口県下関市豊北町大字田耕2426-1	介護用機器の整備	1,000,000
社会福祉法人 白寿苑	742-2921 山口県大島郡周防大島町大字西方1623-3	送迎用車両の整備	1,050,000
更生保護法人 たちばな会	750-0043 山口県下関市東神田町1-10	移送用車両の整備	1,050,000
社会福祉法人 正友会	766-0015 香川県仲多度郡まんのう町長尾1102	送迎用車両の整備	1,000,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	763-0034 香川県丸亀市大手町2-1-7	訪問用車両の整備	700,000
特定非営利活動法人 『どーんとせーの!!』	775-0506 徳島県海部郡海陽町角坂字天神後56-1	調理機器の整備	880,000
特定非営利活動法人 いのちのさと	779-3126 徳島県徳島市国府町矢野325-2	就労支援事業用機器の整備	4,500,000
社会福祉法人 大麻福祉の町	779-0230 徳島県鳴門市大麻町板東字広塚43	送迎用車両の整備	1,200,000
特定非営利活動法人 地域交流の会 コスモスはうす	779-0236 徳島県鳴門市大麻町板東字西山田4-1	送迎用車両の整備	900,000
特定非営利活動法人 アトリエ素心居	791-8032 愛媛県松山市南斎院町812	障害のある人達による和太鼓グループの演奏会開催事業	430,000
特定非営利活動法人 ぶうしすてむ	790-0824 愛媛県松山市御幸2-1-16	重度障がい者のIT講師への育成及び活動支援事業	500,000
特定非営利活動法人 ワークスみらい高知	780-8015 高知県高知市百石町4-4-3	就労支援事業用機器の整備	1,950,000
社会福祉法人 同朋会	789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1110-1	情緒障がい児のための心理療法機器の整備	500,000
社会福祉法人 一条協会	787-0010 高知県四万十市古津賀1801-1	授産事業用機器の整備	950,000
社会福祉法人 すずめ福祉会	780-0802 高知県高知市丸池町1-1-15	送迎用車両の整備	1,230,000
特定非営利活動法人 子どもの村福岡を設立する会	810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂2-3-1 2F	社会的養護を受ける子どもたちを育てる環境モデルのデザインガイドラインづくり事業	4,000,000
社会福祉法人 カトリック聖家族会	824-0121 福岡県京都郡みやこ町豊津566-2	介護用機器の整備	2,600,000
社会福祉法人 北九州いのちの電話	803-0835 福岡県北九州市小倉北区井堀5-1-3福岡県北九州勤労青少年文化センター内	事務用機器の整備	688,000
特定非営利活動法人 車椅子レクダンス普及会	830-0048 福岡県久留米市梅満町1190-1光風ハイツ103	福祉活動用機器の整備	130,000
社会福祉法人 悠光会	839-0817 福岡県久留米市山川町1042	送迎用車両の整備	1,600,000
特定非営利活動法人 グループホーム 共生の里	824-0036 福岡県行橋市南泉2-28-2	荷物運搬用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 ヒューマンネット大地の翼	823-0003 福岡県宮若市本城1108	移送用車両の整備	1,352,000
社会福祉法人 光和苑	800-0337 福岡県京都郡苅田町大字稲光1248-1	送迎用車両の整備	2,051,000
社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	816-0804 福岡県春日市原町3-1-7クローバープラザ内3階	荷物運搬用車両の整備	1,766,000
社会福祉法人 福岡コロニー	811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-11-1	送迎用車両の整備	2,000,000
社会福祉法人 糸田町社会福祉協議会	822-1316 福岡県田川郡糸田町1971-1糸田町社会福祉センター内	福祉活動車両の整備	4,100,000
社会福祉法人 佐賀いのちの電話	849-0937 佐賀県佐賀市八戸溝1-10-18	施設の改修	3,760,000
社会福祉法人 筑紫福祉会	840-2105 佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津109	乳児保育促進事業用機器の整備	1,000,000
社会福祉法人 鹿夷会	849-1322 佐賀県鹿島市浜町甲3829-9	就労支援事業用機器の整備	930,000
社会福祉法人 あゆみ会	859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷550-5	授産事業用機器の整備	4,500,000
特定非営利活動法人 こどもサポートにっこ・にこ	879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1413-3	世代間交流事業	464,000
社会福祉法人 明峰会	879-0471 大分県宇佐市大字四日市4442-1	生活関連機器の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 想愛会	877-0039 大分県日田市刃連町873-1	送迎用車両の整備	3,100,000
社会福祉法人 さつき会	861-8006 熊本県熊本市龍田1-4-30	施設の改修	2,300,000
更生保護法人 熊本自営会	862-0970 熊本県熊本市渡鹿6-6-45	施設の改修	520,000
社会福祉法人 やまびこ福祉会	862-0975 熊本県熊本市新屋敷3-3-17	施設の改修	320,000
特定非営利活動法人 ワークショップ ひなたぼっこ	863-1901 熊本県天草市牛深町129-3	天井補強工事	500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 せるふねつと21	865-0023	熊本県玉名市大倉1503-1	生活関連機器の整備	5,000,000
社会福祉法人 順和会	869-1404	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4463	送迎用車両の整備	2,100,000
特定非営利活動法人 きらきら	865-0058	熊本県玉名市六田8-1	就労支援事業用車両の整備	1,200,000
特定非営利活動法人 こまちの森	861-0125	熊本県鹿本郡植木町大字一木322-2	送迎用車両の整備	775,000
社会福祉法人 演友会	869-0105	熊本県玉名郡長洲町大字清源寺3246	送迎用車両の整備	1,850,000
特定非営利活動法人 カサ・テコ	861-4171	熊本県熊本市御幸西2-659-3	送迎用車両の整備	1,287,000
特定非営利活動法人 玉名きぼうの家	865-0051	熊本県玉名市繁根木233-4	福祉活動用車両の整備	2,217,000
特定非営利活動法人 かごしまNPO支援センター	890-0066	鹿児島県鹿児島市真砂町34-1南光ビル202	ワークショップ・職場体験による障がい者の就労支援と工賃倍増支援事業	1,700,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑～明日香の家族～	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786-2前田平住宅4号棟106	民間救急と福祉輸送の関する地域講習会事業	500,000
社会福祉法人 和泊町社会福祉協議会	891-9112	鹿児島県大島郡和泊町和泊字石川平39-3	認知症予防のための健康教室開催事業	500,000
更生保護法人 草牟田寮	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1-19-53	ルーフ設置工事	300,000
社会福祉法人 公宜会ちらん平和保育園	897-0302	鹿児島県南九州市知覧町郡17755	施設の改修	4,500,000
更生保護法人 沖縄県更生保護会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3-325	生活関連機器の整備	200,000
特定非営利活動法人 沖縄県難聴福祉を考える会	901-2103	沖縄県浦添市仲間1-2-6	福祉活動用機器の整備	2,000,000
社会福祉法人 南城市社会福祉協議会	901-1206	沖縄県南城市大里字仲間918	送迎用車両の整備	2,251,000
社会福祉法人 中城村社会福祉協議会	901-2404	沖縄県中頭郡中城村字添石236中城村老人福祉センター内	送迎用車両の整備	2,000,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 6,671,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 北見NPOサポートセンター	090-0044	北海道北見市北4条西3-3タニビル	要援護者のための地域防災マップ作成支援事業	1,470,000
特定非営利活動法人 ふれあいインさろま	091-0551	北海道常呂郡佐呂間町字若佐41-3	施設の改修	1,400,000
社会福祉法人 能代市社会福祉協議会	016-0817	秋田県能代市上町12-32	災害時の要援護者支援事業	500,000
特定非営利活動法人 すみれの家	426-0026	静岡県藤枝市岡出山2-2-9	非常災害用機器の整備	500,000
社会福祉法人 協和福祉会	889-4151	宮崎県えびの市向江1040-1	施設の改修	2,801,000

③がん、欠格、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(1団体 1,408,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
財団法人 癌研究会	135-8550	東京都江東区有明3-10-6	医療機器の整備	1,408,000

⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 500,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額(円)
名称				
特定非営利活動法人 伊万里湾小型船安全協会	848-0122	佐賀県伊万里市黒川町福田20	小型船舶による水難救助活動	500,000

⑥文化財の保護を行う事業(3団体 4,411,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額(円)
名称				
特定非営利活動法人 関善賑わい屋敷	018-5201	秋田県鹿角市花輪字上花輪85	塗装工事	1,957,000
社会福祉法人 常真会	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字向川原甲1210-114	文化財保護のための機器整備	2,004,000
特定非営利活動法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8大牟田カメラ3階	三池港関連施設の近代化遺産保全事業	450,000

⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(39団体 63,608,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額(円)
名称				
特定非営利活動法人 NATURAS	041-0806	北海道函館市美原2-9-20	青少年の自立支援事業	500,000
特定非営利活動法人 こども・コムステーション・いしかり	061-3282	北海道石狩市花畔2条1-9-1北ガスプラザ石狩1階	青少年の自立支援事業	500,000
特定非営利活動法人 YAGENフットボールクラブ	053-0055	北海道苫小牧市新明町4-2-8	青少年健全育成事業のための機器整備	4,378,000
特定非営利活動法人 明日飛子ども自立の里	963-8403	福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉寛13-2	自立困難者のためのプログラム作成事業	2,380,000
特定非営利活動法人 寺子屋方丈舎	965-0041	福島県会津若松市駅前町7-10さかえビル2F	青少年健全育成事業	2,922,000
特定非営利活動法人 水戸共に育つ会	310-0044	茨城県水戸市西原2-10-58-202	障がいのある子とない子が共に育つ社会づくりのための活動支援及び人材育成事業	496,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	320-0846	栃木県宇都宮市滝の原1-2-15	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 人づくり 街づくり 環境づくり	285-0862	千葉県佐倉市新臼井田28-1	愛農促進及び農業振興活動の推進事業	500,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6サンコート新千葉102号	保育支援事業	499,000
特定非営利活動法人 I Love つづき	224-0001	神奈川県横浜市都筑区中川1-4-1住まいの情報館4F	青少年健全育成事業	3,630,000
特定非営利活動法人 神奈川子ども未来ファンド	231-0001	神奈川県横浜市中区新港2-2-1横浜ワールドポーターズ6F NPOスクエア内	青少年健全育成支援団体と社会資源とのインフラ整備事業	500,000
特定非営利活動法人 ヒューマンフェローシップ	235-0005	神奈川県横浜市磯子区東町18-10-1階	移送および荷物運搬用車両の整備	2,926,000
特定非営利活動法人 電子メディアと知識の箱デジコム	115-0045	東京都北区赤羽1-59-9北区創業支援施設ネスト赤羽204	青少年健全育成事業	5,000,000
特定非営利活動法人 生きるちからVIVACE	145-0071	東京都大田区田園調布3-45-5	青少年健全育成事業	1,850,000
特定非営利活動法人 ドットジェイビー	106-0032	東京都港区六本木7-21-7ウエスタ六本木2F	若年層対象のインターシップ事業	3,000,000
財団法人 全国高等学校定時制通信制教育振興会	160-0012	東京都新宿区南元町23公立共済四谷ビル5F	青少年健全育成事業	1,000,000
特定非営利活動法人 こども福祉研究所	157-0064	東京都世田谷区給田3-9-2-516	青少年健全育成事業	5,000,000
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	162-0065	東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2A	子ども問題への社会的関心を高めるための周知啓発事業	2,181,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0807	東京都新宿区東稜町4	高齢者への激励活動事業	500,000
社団法人 全日本ピアノ指導者協会	170-8458	東京都豊島区巣鴨1-15-1宮田ビル3階	青少年健全育成事業	500,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 IWC国際市民の会	140-0015 東京都品川区西大井2-21-6	青少年健全育成事業	500,000
財団法人 修養団	151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	トイレ改修工事	1,950,000
特定非営利活動法人 地球映像ネットワーク	162-0803 東京都新宿区赤城下町11-1	施設の改修	5,000,000
財団法人 丸岡町文化振興事業団	910-0298 福井県坂井市丸岡町霞町1-14-1	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター・ICAN	453-0021 愛知県名古屋市中村区松原町1-24COM Bi本陣N103	子ども教育支援事業	500,000
特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター	500-8384 岐阜県岐阜市鼓田南5-14-12岐阜県シタック庁舎3階	緊急子どもサポートネットワーク事業	2,323,000
社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	631-0816 奈良県奈良市西大寺本町8-27	子ども専用メール相談事業開始に伴う準備及び研修事業	500,000
特定非営利活動法人 すいた環境学習協会	565-0824 大阪府吹田市山田西3-33-B-701	環境学習支援事業	1,000,000
特定非営利活動法人 こももネット	545-0021 大阪府大阪市阿倍野区阪南町1-30-19	乳幼児のための冒険遊び場づくり事業	500,000
特定非営利活動法人 JAE(日本教育開発協会)	532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東4-6-3新大阪大同ビル4F	インターシップのための調査事業	500,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0201 大阪府大阪市尾崎町1-2-13	子ども専用電話相談事業	500,000
特定非営利活動法人 ロリポップ	665-0835 兵庫県宝塚市旭町3-22-9-201	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク	682-0881 鳥取県倉吉市宮川町188-9シビックセンターたからや2F	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 NPO高知市民会議	780-0862 高知県高知市鷹匠町2-1-43高知市たかじょう庁舎2階	青少年の健全育成事業	1,675,000
特定非営利活動法人 つどいの広場 いいつか	820-0001 福岡県飯塚市鏡田1666-23	トイレ改修工事	598,000
特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン	848-0022 佐賀県伊万里市大坪町狩立乙2436-1	施設の改修	1,800,000
特定非営利活動法人 フリースクールクレイン・ハーバー	852-8021 長崎県長崎市城山町26-10田浦ビル2F	施設の改修	5,000,000
特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校	882-1201 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452乙	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 沖縄県芸術文化振興協会	902-0073 沖縄県那覇市字上間345-1グレイスハイムうえま2号棟1106	青少年健全育成事業	500,000

⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 500,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 習志野スポーツ文化協議会	275-0025 千葉県習志野市秋津3-3-14-3	高齢者のための健康づくり・体力づくり指導者育成事業	500,000

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(6団体 15,933,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 みなと研究会	998-0011 山形県酒田市上安町1-5-2	総合学習及びハタハタ増殖保全事業	500,000
特定非営利活動法人 富士山測候所を活用する会	102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9DIK麹町ビル901	日本の自然環境保全のための富士山頂を利用した越境酸性雨観測事業	4,900,000
社団法人 日本マレーシア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1-1-1北島ビル3F	「地球環境保全に向けたボルネオ島の熱帯雨林再生」への理解を醸成するための啓蒙冊子作成・配布事業	3,000,000
特定非営利活動法人 きょうとグリーンファンド	600-8104 京都府京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143いづつビル6階	環境対応機器の整備	2,500,000
特定非営利活動法人 NPOふくおか	810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-11-22若林ビル2階	環境保全活動支援事業	500,000

配 分 団 体		使 途 内 容	配 分 額 (円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 精神障害者自立支援センターつくしの会	896-0052 鹿児島県いちき串木野市上名5167-2	荷物運搬用車両の整備	4,533,000

配分金の使途についての監査に関する事項

1. 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2. 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3. 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができず、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

28,055,952円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

6,945,385円

(3) 合計

35,001,337円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

2 カーボンオフセット年賀寄附金

⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業（12団体 75,110,000円）

配分団体		住所	使途内容	配分額（円）
名称				
財団法人 北海道環境財団	060-0004	札幌市中央区北4条4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	4,360,000
財団法人 横浜開港150周年協会	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-3	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	6,870,000
特定非営利活動法人 えがおつなげて	408-0313	山梨県北杜市白州町横手2910-2	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	4,150,000
特定非営利活動法人 MORIMORI ネットワーク	102-0082	東京都千代田区1番町1番町ファーストビル6F	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	4,150,000
特定非営利活動法人 日本気候政策センター	105-0003	東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別館1階	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	6,870,000
有限責任中間法人 ロハスクラブ	104-0045	東京都中央区築地3-12-3 WELL2ビル3F	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	9,380,000
財団法人 日本環境協会	106-0041	東京都港区麻布台1-11-9 ダヴィンチ神谷町2F	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	4,360,000
特定非営利活動法人 Hydronet Energy	104-0033	東京都中央区新川1-31-7-603	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	6,870,000
特定非営利活動法人 環境文明21	145-0071	東京都大田区田園調布2-24-23-301	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	6,690,000
特定非営利活動法人 ハヶ岳ヒューマンエナジー	391-0108	長野県諏訪郡原村15064 有限会社風の森内	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	9,380,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0021	長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビルB1F	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	2,640,000
特定非営利活動法人 赤目の里山を育てる会	518-0762	三重県名張市上三谷268番地1	クリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得・償却	9,390,000

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、実地監査により行う。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

(1) 予定数量の排出権が取得できない場合など、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。

(2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの通知等

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るCDMプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

42,167円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

1,144,471円

(3) 合計

1,186,638円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

平成21年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された
寄附金の配分団体等の認可について

平成21年5月18日

総務省

1 平成21年用寄附金の配分について

(1) 配分額

○ 一般寄附金 4億4,602万円 (対前年3,663万円減)

(要因) 寄附金付きの葉書・切手の販売枚数 1億5,995万枚 (対前年328万枚増)

他方、平成20年度配分残余金等の繰越金の減少(同2,516万円減)や、寄附金公募周知費用の増加(同1,965万円増)等により、最終的な配分予定額は減少。(※) 受入寄附金額は、販売枚数から無料交換分を差し引いたもの。

○ カーボンオフセット寄附金 7,511万円 (対前年47万円増)

* これとは別に、郵便事業(株)が、受け入れた寄附金と同額(7,630万円)を支出(認可の対象外)

(要因) カーボンオフセット寄附金付年賀葉書販売枚数は1,570万枚(対前年34万枚増)

平成20年から販売を開始したカーボンオフセット暑中葉書(かもめ一る)の販売枚数は80万枚。配分は年賀寄附金と併せて今回行うため、全体の受入寄附金額は7,630万円(同110万円増)。(※) 受入寄附金額は、販売枚数から無料交換分を差し引いたもの。

他方、配分団体の増加による寄附金の使途監査費用の増加(同64万円増)により、最終的な配分予定額は増加。

(2) 平成21年用寄附金の申請及び配分の特色等

○ 一般寄附金

① 申請及び配分の概要

- ・ 申請は、全体で、908団体、22億7,766万円(対前年49団体減、1,813万円減)
社会福祉関係が全体の85%、青少年健全育成関係が9%で、両者で全体の95%を占める。
- ・ 配分は、全体で、266団体、4億4,602万円(同29団体減、3,663万円減)、分野別の配分は、申請の状況とほぼ同じ
- ・ 採択率は件数で29%、金額で20%(前年はそれぞれ31%、21%)とほぼ前年並み

② 配分の特徴(選考に際して審査委員が考慮した主な事項等)

原則：申請事業の内容及び定量的基準(申請金額が低い事業、申請事業における寄付金依存率が低い事業、団体の繰越金が少ない事業を優先)により評価

特に考慮した内容：

- ・ 「車両」購入における環境対応車(エコカー)について考慮(申請31件のうち15件採択(採択率48%)車両全体の採択率は25%)

・「地域還元を考慮し、地域に配慮した事業助成」（申請5件のうち1件採択）

（例）子どもが運営する仮想まちづくりの開催（横浜市と協力して「ミニヨコハマシティ」イベントを開催。「こども郵便局」も開設）

・ 機器の購入支援（主に社会福祉）については、老朽化による浴槽・厨房機器等の更改よりも、自立支援に繋がる機器の購入（更改）を評価

（例）ろう重複障害者の授産製品製作のためのミシン増備 など

○ カーボンオフセット寄附金

① 申請及び配分の概要

・ 申請は、20 団体、5 億 600 万円（対前年 17 団体増、4 億 6,382 万円減）

・ 配分は、12 団体、7,511 万円（同 9 団体増、47 万円増）

昨年の申請団体は 3 団体で、全団体に配分。今回は認知度が高まり申請団体が大幅に増加、ただし、申請額については昨年の平成 20 年用カーボンオフセット年賀葉書の寄附金の配分実績を踏まえた申請となったことから、昨年の半分に減少

② 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した事項等）

・ 申請されたプロジェクトの案件について、その質（発生源、地域）の差はあまりないことから、価格要素を評価

・ より多くの排出量が購入できるよう、排出量の購入単価が低いほど配分額を多くしている。

（今回の申請にかかる団体の 1 トンあたり排出量の平均単価は 3,582 円）

・ プロジェクトの実施地域における環境への影響及び地域住民への影響等について考慮し、必要な対策が行われていることを評価

（プロジェクトの実施により移転を余儀なくされる住民への適切な補償、環境アセスメントが実施されているかなど）

・ CER 提供者（実際に排出権を保有し、申請団体に提供する者）も前回の 2 者から 10 者に増加

（より多くの CER 提供者に、カーボンオフセット年賀寄附金に関わってもらうため）

2 審査結果

申請された平成 21 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。） お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第 2 条第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>

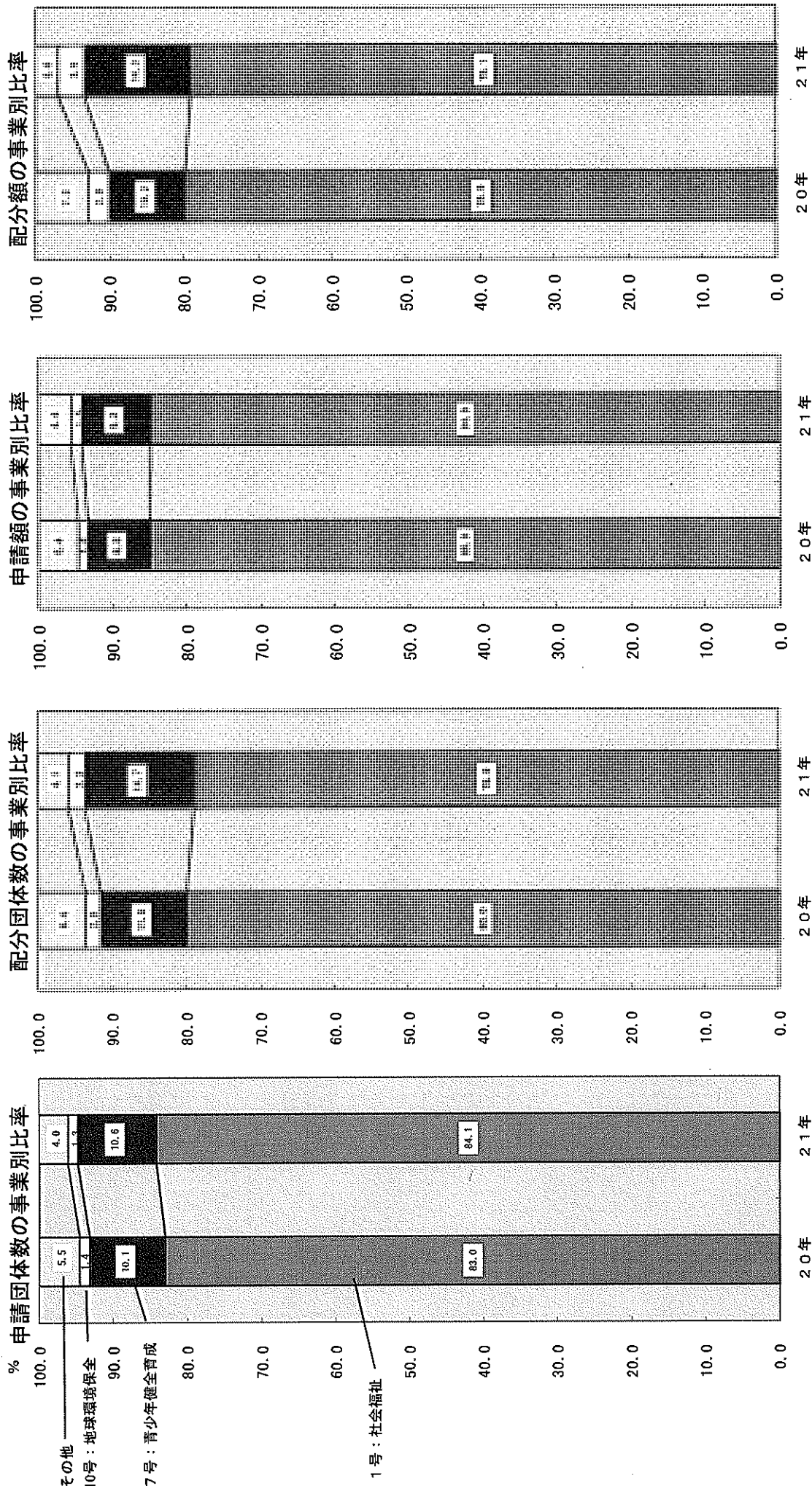
審査基準	審査結果	理由																																	
<p>【法】 (寄附金付郵便葉書等の発行) 第5条 会社は、寄附金を郵便に關する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総稱する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充ててを寄附目的とするものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 八 健康の保持増進を図るためにスポーツの振興のための事業 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 	<p>適</p>	<p>1 配分団体が行う事業</p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。 なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>210</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>5</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>1</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>0</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>1</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>3</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>39</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>1</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>0</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>18</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>278</td> <td>団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	210	団体	第二号	5	団体	第三号	1	団体	第四号	0	団体	第五号	1	団体	第六号	3	団体	第七号	39	団体	第八号	1	団体	第九号	0	団体	第十号	18	団体	計	278	団体
法第5条第2項第一号	210	団体																																	
第二号	5	団体																																	
第三号	1	団体																																	
第四号	0	団体																																	
第五号	1	団体																																	
第六号	3	団体																																	
第七号	39	団体																																	
第八号	1	団体																																	
第九号	0	団体																																	
第十号	18	団体																																	
計	278	団体																																	

審査基準	審査結果	理由
<p>【法】 (寄附金の処理等) 第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめるため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p>	適	<p>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめるのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,806 万円 <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 695 万円 ・ 会社の積算では 769 万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額 4 億 6,303 万円の 100

審査基準	審査結果	理由
		<p>分の1.5に相当する額：695万円)の範囲を超える分(74万円)については会社が負担</p> <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の公募のために要した人件費 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4万円 <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の用途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 114万円 ・ 会社の積算では142万円を要するが、法第7条第2項で定める上限(寄附金額：7,630万円の100分の1.5に相当する額：114万円)の範囲を超える分(28万円)については会社が負担

審査基準	審査結果	理由
<p>【法】 (寄附の委託) 第6条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第3項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとす。</p> <p>(寄附金の処理等) 第7条 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとす。</p>	適	<p>3 <u>配分団体ごとの配分すべき額</u> 配分団体ごとの配分すべき額については、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本として決定していることから審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 (寄附金の処理等) 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使還についての<u>監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に關する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	適	<p>4 <u>配分団体が守らなければならない事項</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に關するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 <u>配分金の使途についての監査に關する事項</u> 配分金の使途についての監査に關する事項については、その内容として、監査に應ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

申請団体数等の事業別比率（一般寄附金：対前年比較）



(注) 配分団体は、社会福祉:210団体(236団体)、青少年健全育成:39団体(34団体)、地球環境保全:6団体(6団体)
 配分額は、社会福祉:3.5億円(3.9億円)、青少年健全育成:0.6億円(0.5億円)、地球環境保全は0.2億円(0.1億円) (()内は20年)

※比率は四捨五入したものであるため、合計が100%とならないものがある。

料

資

考

参

1 申請状況及び配分案

(1) 配分原資の状況

○一般寄附金

【収入】

- 1 受入寄附金額
- 2 繰越金・返還金
- 3 小計(1+2)

4億6,303万円
1,863万円
4億8,166万円

○カーボンオフセット寄附金

【収入】

- 1 受入寄附金額
- 2 繰越金
- 3 小計(1+2)

7,630万円
1万円
7,631万円

【支出】

4 費用

- ・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに特に必要な費用(寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のためのポスター等の調製等)
- ・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用(寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)

3,500万円
2,805万円
695万円

119万円
4万円
115万円

【配分原資】

配分原資(3-4)

4億4,665万円

【配分原資】

配分原資(3-4)

7,512万円

【配分予定額】

4億4,602万円

【配分予定額】

7,511万円

【繰越金】

63万円

【繰越金】

1万円

(参考1) 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行・販売状況(万枚)

種 類	発行枚数		対前年	販売枚数	対前年	販売率
	21年	20年				
葉 書	一般寄附金付(絵入り)		105.1%	14,805	104.1%	70.4%
				14,227		71.1%
	カーボンオフセット寄附金付(年賀)		60.0%	1,570	102.2%	26.2%
				1,536		15.4%
カーボンオフセット寄附金付(暑中)		200	—	80	—	40.0%
50円切手(売価53円)		1,300	83.9%	1,048	83.0%	80.6%
		1,550		1,263		81.5%
80円切手(売価83円)		185	36.3%	142	80.2%	76.8%
		510		177		34.7%

(参考2) お年玉付郵便葉書全体(寄附金付も含む)の発行・販売状況(万枚)

お年玉付郵便葉書(合計)	発行・販売状況(万枚)	
	21年用	20年用
	413,684	354,564
	402,105	361,615
	102.9%	98.1%
		85.7%
		89.9%

(2) 事業ごとの団体数及び配分額

	平成21年						平成20年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
一般寄附金	764	193,421	84.9%	210	35,299	79.1%	794	195,140	85.0%	236	38,559	79.9%
1号事業 (社会福祉)	280	65,388	28.7%	72	12,321	27.6%	306	71,751	31.3%	88	13,187	27.3%
再掲(1)車両	247	60,241	26.4%	51	7,770	17.4%	261	68,035	29.6%	63	11,514	23.9%
(2)機器	139	47,587	20.9%	27	6,277	14.1%	112	35,230	15.3%	27	5,632	11.7%
(3)施設	60	18,412	8.1%	26	7,338	16.5%	53	2,468	1.1%	33	1,572	3.3%
(4)活動一般	38	1,793	0.8%	34	1,593	3.6%	62	17,656	7.7%	25	6,654	13.8%
(5)活動チャレンジ	9	1,659	0.7%	5	667	1.5%	7	1,581	0.7%	5	806	1.7%
2号事業 (非常災害救助)	11	4,050	1.8%	1	141	0.3%	14	4,199	1.8%	3	442	0.9%
3号事業 (特殊疾病)	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	500	0.2%	1	500	1.0%
4号事業 (被爆者の援助)	4	1,241	0.5%	1	50	0.1%	6	1,214	0.5%	1	50	0.1%
5号事業 (交通事故等防止)	3	441	0.2%	3	441	1.0%	8	1,395	0.6%	4	886	1.8%
6号事業 (文化財保護)	96	21,036	9.2%	39	6,361	14.3%	97	19,103	8.3%	34	4,901	10.2%
7号事業 (青少年健全育成)	6	1,936	0.8%	1	50	0.1%	15	2,536	1.1%	4	419	0.9%
8号事業 (スポーツ振興)	3	667	0.3%	0	0	0.0%	2	975	0.4%	1	350	0.7%
9号事業 (留学生支援)	12	3,315	1.5%	6	1,593	3.6%	13	2,936	1.3%	6	1,352	2.8%
10号事業 (地球環境保全)	908	227,766	100.0%	266	44,602	100.0%	957	229,579	100.0%	295	48,265	100.0%
合計	(94.9%)	(99.2%)		(90.2%)	(92.4%)							

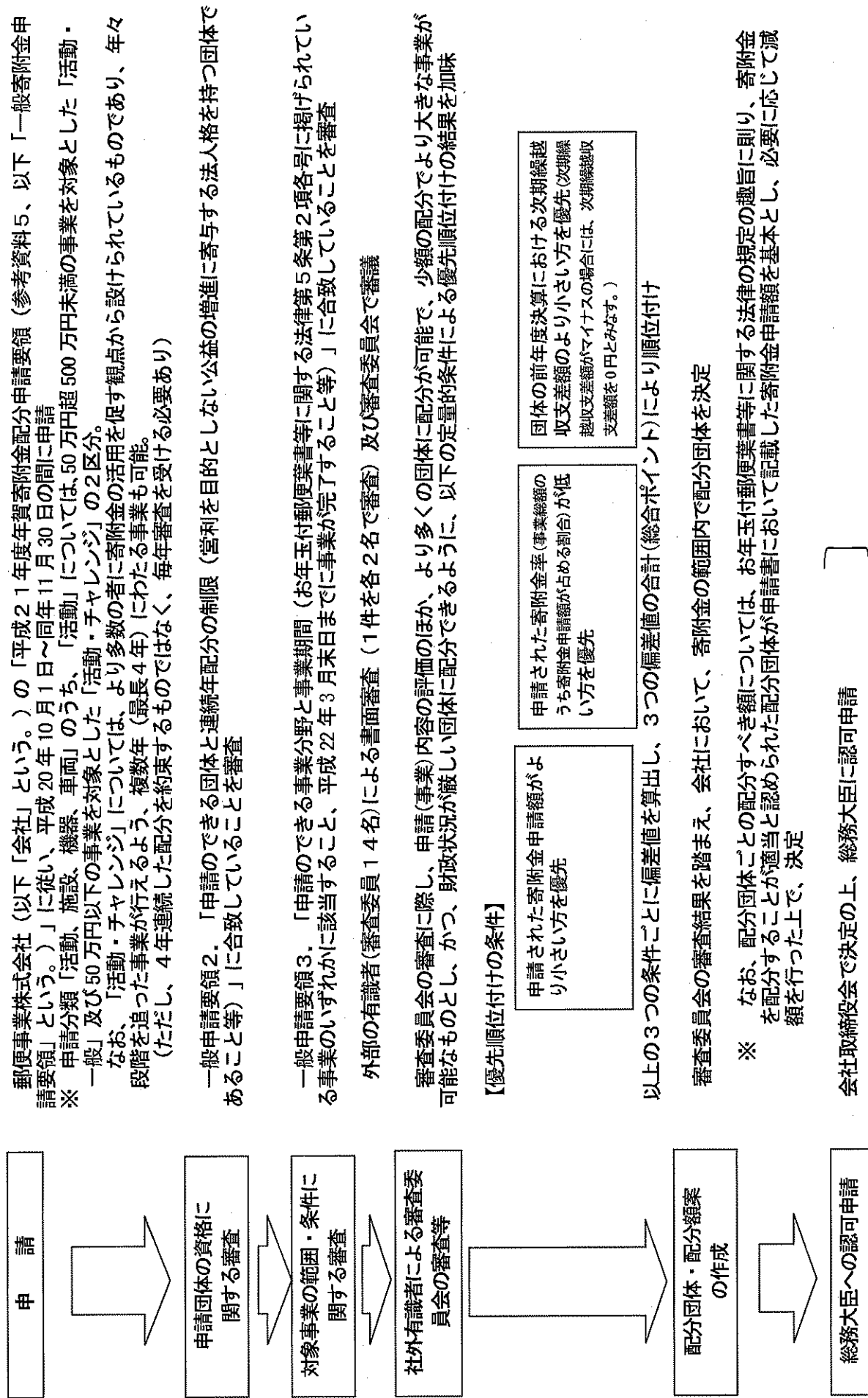
	平成21年						平成20年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額	構成比
カーボンオフセット 寄附金	20	50,618	52.2%	12	7,511	7.511%	3	97,000	97.000%	3	7,464	7.464%
10号事業 (地球環境保全)	(666.7%)	(52.2%)	(400.0%)	(400.0%)	(100.6%)							
合計	20	50,618		12	7,511		3	97,000		3	7,464	

注1 ()内は対前年比

- 2 構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。
- 3 カーボンオフセット寄附金に係る申請は、受入寄附金と同額の郵便事業マッチング寄附金を併せた申請額である。

2 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ

○ 一般寄附金



○ カーボンオフセット寄附金

地球温暖化への対処、特にその原因とされる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス削減への取組みが国際的な課題とされている中、郵便事業株式会社において、京都議定書が定める日本の温室効果ガス削減目標「マイナス6%」に貢献できる取組みとして、温室効果ガスの削減に用途を限定した寄附金付お年玉付年賀葉書を発行。

本件寄附金については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得に充てることとされている。

なお、会社においては、カーボンオフセット寄附金にあわせて、それと同等額を寄附することとしている。

（したがって、実際に配分される寄附金総額は、カーボンオフセット寄附金の倍額）

申請

会社の「平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領（参考資料6参照。以下「カーボンオフ申請要領」という。）」に従い、平成20年10月1日～平成20年11月30日の間に申請

申請団体の資格に関する審査

カーボンオフ申請要領「申請のできる団体（日本の非営利法人（公益法人（社団法人、財団法人）、NPO法人、中間法人、独立行政法人）で、地球環境の保全を図る事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条）を行う法人」に合致していることを審査

対象事業の範囲・条件に関する審査

カーボンオフ申請要領「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得にすべて充てられること）」に合致していることを審査

社外有識者による審査委員会の審査等

外部の有識者（審査委員5名：一般寄附金とは別）による書面審査

配分団体・配分額案の作成

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

総務大臣への認可申請

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

3 配分団体が守らなければならない事項

【一般寄附金】

- ① 配分金の使途の制限
配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途
に使用してはならない。
- ② 実施計画の変更等
(1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければなら
ない。
(2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければ
ならない。
(3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- ③ 配分金の経理
配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。
- ④ 配分金に係るものであることの表示
配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。
なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。
- ⑤ 配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等の使途の制限
配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。
- ⑥ 余剰金
配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。
- ⑦ その他
偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

【カーボンオフセット寄附金】

- ① 配分金の使途の制限
配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した実施計画以外の使途には使用してはならない。
- ② 実施計画の変更等
 - (1) 予定数量の排出権が取得できないなど、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
 - (2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- ③ 配分金の経理
配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。
- ④ 配分金に係るものであることの表示
配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るCDMプロジェクト（※）の概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。
- ⑤ 余剰金
配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。
- ⑥ その他
偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

※CDM：クリーン開発メカニズム

先進国が途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度

4 配分金の用途についての監査に関する事項

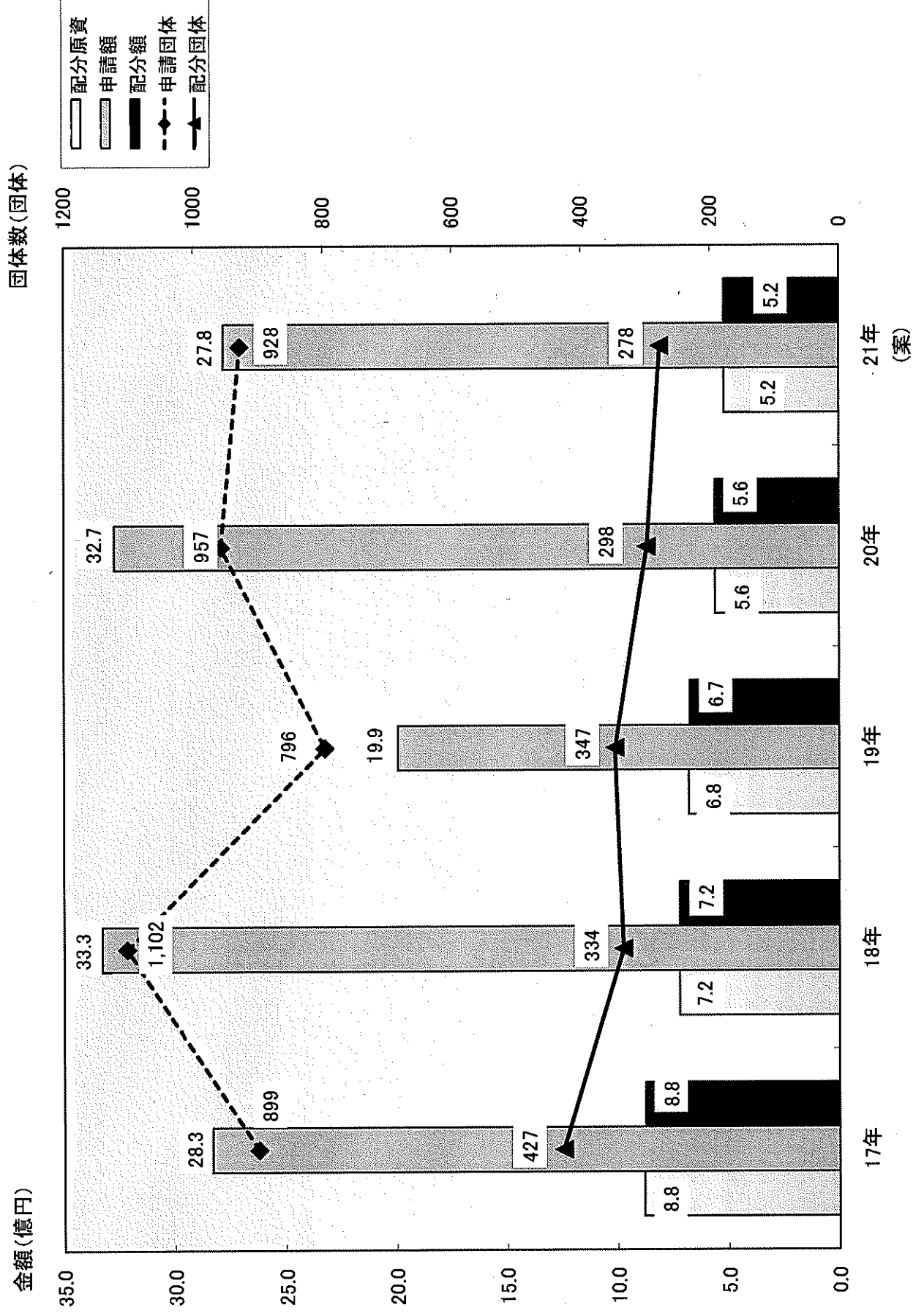
【一般寄附金】

- ① 監査に必ずする義務
郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の用途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに必ずしなければならぬ。
- ② 監査の実施時期
監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。
- ③ 監査の実施方法
(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することができる。
(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

【カーボンオフセット寄附金】

- ① 監査に必ずする義務
会社が配分金の用途についての監査を行おうとするときは、配分団体は、これに必ずしなければならない。
- ② 監査の実施時期
監査は、配分金に係る当該事業完了の翌年度に行う。
- ③ 監査の実施方法
(1) 監査は、実地監査により行う。
(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することができる。
(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

最近5年間の寄附金の配分原資及び申請・配分状況



最近5年間の寄附金の配分状況

事業	17年(16年度)		18年(17年度)		19年(18年度)		20年(19年度)		21年(20年度)案	
	団体数	配分額 万円	団体数	配分額 万円	団体数	配分額 万円	団体数	配分額 万円	団体数	配分額 万円
① 社会福祉の増進を目的とする事業	388	77,725	292	58,853	286	54,670	236	38,558	210	35,299
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	1	109	2	570	3	731	5	806	5	667
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	8	3,619	3	990	2	1,000	3	442	1	141
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	1	87	1	500	0	0	1	500	0	0
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	2	1,400	1	178	1	50	1	50	1	50
⑥ 文化財の保護を行う事業	2	415	4	1,465	4	1,315	4	886	3	441
⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業	14	2,430	26	8,373	35	6,980	34	4,901	39	6,361
⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業	2	246	2	499	6	856	4	419	1	50
⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業	1	80	0	0	0	0	1	350	0	0
⑩ 地球環境の保全を図るために行う事業	8	1,620	3	720	10	1,771	9	8,816	18	9,104
【内訳】(一般寄附金) (カーボンオフセット寄附金)							3	7,464	12	7,511
合計	427	87,732	334	72,149	347	67,373	298	55,728	278	52,113

注 配分額欄上段は、配分総額に対する構成比(%)であり、構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

関係法令条文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
<p>第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 発行の数二 販売期間三 くじ引の期日四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 <p>(寄附金付郵便葉書等の発行)</p>	<p>第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充ててことを寄附目的とするものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none">一 社会福祉の増進を目的とする事業二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業六 文化財の保護を行う事業七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業	

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</p> <p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業</p> <p>3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附目的 二 発行の数 三 販売期間 四 付加される寄附金の額 <p>4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。</p> <p>(寄附の委託)</p> <p>第六条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとす。</p>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(寄附金の処理等)</p> <p>第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をし、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分を受けるための申請の手続)</p> <p>第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請団体の名称及び住所 二 申請団体の行う事業 三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期 四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎 五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期 	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けようとする一週間前、新聞、インターネットその他の適切な方法により行われなければならない。</p> <p>2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行われなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 三 申請に必要な書類 四 配分団体の選定の方法

<p>お年玉付郵便葉書等に関する法律</p>	<p>お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令</p>	<p>お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則</p>
<p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するため、当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づき配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分団体等の決定の認可)</p> <p>第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(認可申請書に記載する事項)</p> <p>第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額 <p>(配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請)</p> <p>第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行われなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。</p> <p>第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。</p> <p>（寄附金の経理等）</p> <p>第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。</p> <p>第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。</p>		<p>(配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請)</p> <p>第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(協議等)</p> <p>第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役員は、百万円以下の過料に処する。</p>	<p>(審議会等で政令で定めるもの)</p> <p>第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。</p>	

平成21年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への助成金申請の公券 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成21年度年賀寄附金の配分団体を

次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成20年10月1日(水)から同年11月30日(日)

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)12月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成3年(1991年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて60年目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約454億円にのびります。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められています10の分野の事業(P.5「申請のできる事業分野と事業期間」を参照)を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約5億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。国においては民間非営利活動を促進するための公益法人制度が新たに発足し、本年12月1日より施行されます。これにより「民間の担う公共活動」へ向けて民間の寄附文化が更なる広がりを見せようとしています。年賀寄附金配分事業はまさに民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野、および「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という“物品”を主体

とする分野に対し行われます。

配分事業プログラムは次の5つのプログラムです。

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	50万円～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	～500万円まで
機器購入	
車両購入	

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間の継続受給が可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です(ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません)。

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザリー・グループ」が平成18年に設置されました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施いたします。この評価は、今後の年賀寄附金配分助成事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さまに実施された事業が得業にわたり、よりステップアップに繋がるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にさせていただきたいと願って行うものです。

【 助成配分において今回特に留意する事項】

(1) 「車両購入」助成における環境対応車（以下、エコカーという。）の扱いについて
深刻化する地球温暖化問題、特に地球温暖化は予想以上のスピードで進んでいます。このような中、車両が排出するCO2が地球温暖化に及ぼす影響を看過できない状況にあり、如何にこのCO2量を減少させるかが喫緊の課題となっています。そこで、車両利用が必要不可欠な活動等に取り組んでいる団体が、環境に配慮したエコカーを活用して地球温暖化防止に配慮しつつその活動を行おうとされる場合には、配分に当たって、その取得経費増分を考慮することといたします。ただし、単なる既存車からエコカーの切り替えではなく、そこに新たな付加価値、先駆性、波及性のある他のモデルとなるような活動であることを期待いたします。（活動内容によっては既存車より電動アシスト自転車等へ切り替えた方が、より環境に配慮した取組となるものについては、「蓄機購入」申請において配慮いたします。）

対象車種はハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車等のエコカーとします。なお、国・地方自治体の補助金制度等がある場合には、配分決定後購入に際し、その補助金等の手続きを申請団体に行なっていただきます。この分野は 未だ大きな動きのある分野であるため、本件申請希望団体は必ず事前に年賀寄附金事務局にご相談いただき、その上で申請していただくようお願いいたします。

(2) 「活動・チャレンジプログラム」における郵便資源の活用等について

郵便事業は社会貢献活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っておりますが、地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な非営利団体との連携も積極的に進めていきたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用して、あるいは協働した取り組みにより、より成果を増進させることが期待できる活動について、郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じることにより、郵便事業との協働にご関心のある地域の非営利団体による申請を支援いたします。

※1. 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するものではなく、寄附金の配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査結果により決定されますので、ご了承ください。

※2. 「活動・チャレンジプログラム」における社会福祉法人・更生保護法人・社団法人・財団法人・NPO法人の非営利法人活動と郵便事業の協働の可能性を探求します。

※3. 参考事例

(1) 過去の年賀寄附金配分事例

① 過疎地の高齢者にNPO法人が「お元気ですか!」のお便りを出し、近況確認と生活支援の要望を返信で聞き、NPO法人が対応する。[平成20年度配分事業]

②七夕祭りに地域のシニアNPO法人がシニアの社会参加による地域福祉実現活動の一環として、笹飾りの権利を確保し、郵便で全国から笹に飾る短冊を集め飾り、市民交流の輪の拡大に取り組む。[平成18年度配分事業]

(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

① 過疎地域における高齢者への声かけ、② 道路標識等の情報提供、

③ 要保護高齢者・迷子の発見・保護、④ 安心パトロール、⑤ こども110番

(3) その他

地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

(3) 寄附金付お年玉付絵入り年賀はがき地方版発行に伴う寄附金の地域還元について

地域で集まった善意はその地域の活動に還元されることが好ましいとの考え方に対応し、寄附金付お年玉付絵入り年賀はがき地方版の復活に併せて、新規の小規模の活動等について地域に配慮した助成をいたします。具体的には、寄附金総額の一定割合について、地域ごとの申請状況にも配慮しつつ、地域で集まった寄附金を地域の新規の小規模活動申請案件等に配分いたします。

1. 配分事業の流れ

配分申請事業の検討・配分申請書の作成・大臣又は都道府県知事の意見書の入手

配分申請書の提出

受付確認はがきの受領

審査
(審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定)

総務省への認可申請

郵政行政審議会諮問
(答申)
総務大臣から認可

配分団体の決定通知

実施計画書の提出

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を手入力してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類を揃えて(申請書(A4)を折らずに入る封筒をご使用ください。)、郵便(配達記録郵便)にてお送りください。受付期間は平成20年10月1日(水)から、平成20年11月30日(日)(当日消印有効)です。消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。平成20年12月15日(月)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成20年12月～平成21年3月中旬
配分事業の実施

5月～平成22年3月
寄附金の配分

5月末日～各月末日
事業完了報告書の提出

配分事業完了月の翌月末
自己評価書の提出

平成22年8月
ヒアリング評価(抽出)及び
実地監査

平成22年9月頃

※ 太線()で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 民法第34条の規定に基づく法人(社団法人、財団法人)
- (4) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確認している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成20年度の配分決定を受けた団体は平成21年度の配分対象となりませんが、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)。ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良好ければ4年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります)。

なお、本年12月1日より新公益法人法が施行になります。それにより法人種別、法人名称等変更の生じることが想定されます。今回の年賀寄附金配分助成では当面申請時点の法人種別が継続されるものとみなします。

3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成22年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業です。対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

あり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調査が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

- ④ 緊急性の高い事業であること
- ⑤ ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。
- ⑥ これら4条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。

(4) 定量的条件の配慮

以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額(支出合計としてはいか)のより小さい方を優先（財政状況が 厳しく助成の必要性のより高い団体）

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kiifu/>)からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成21年度年賀寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

- (1) 申請書類 (必須提出書類)
 - ① 年賀寄附金配分申請書(申請書には、「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類がありますので、どれか1つを選択してください。)
 - ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
 - ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
 - ④ 平成19年度申請団体収支決算書
 - ⑤ 平成20年度申請団体収支予算書
 - ⑥ 必要な見積書
- (2) 説明資料
 - ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
 - ② 重要文化財の保護の場合、登録証明書など重要文化財の指定を受けていること分かる書類等
 - ③ 団体を紹介したパンフレット等(作成している場合)
 - ④ その他必要と考える説明資料

- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためのスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の保護を行う事業
- ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(2) その他の条件

- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請書と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
- ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(前記①①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
- ⑥ 施設改修は、機体管理工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成21年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとし、)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
- ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。

(3) 「活動」事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
- ② 事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ③ 先駆性の高い事業であること
- ④ 従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新たな改善であること。
- ⑤ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
- ⑥ 事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切で

(3) 返信用郵便はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用郵便はがき」を必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記あって、必ず郵便(申請書(A4))を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いたします。)

受付期間は平成20年10月1日(水)から、平成20年11月30日(日)(当日消印有効)です。消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。
- ③ なお、コピーは両面刷りにしないでください。
配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加、記入欄を越えたり、記入文字数制限を越えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを押さえた記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成21年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

6. 配分通知の交付式と事業の実施

(1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定です。ご出席をお願いいたします。

(2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があり、その際は申請団体に連絡します。減額されたため事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。

(3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を歪めるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小規模な修正としていただきます。

(4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(自己負担金額の減額はできません)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんから、増額分を自己負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

(5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・中間月・事業終了月の時期から送金月(2回)を選択することができます。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述は歓迎いたしますので、年賀寄附金事務局(下記「10. お問い合わせ先」の連絡先)までご連絡ください。

8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により 監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員監査職員が監査のために派遣され実際に監査を行います。

また、平成18年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

10. お問い合わせ

(1) お問い合わせの多い質問と回答
年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

(2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いいたします。)

11. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。

(2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。

(3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承願います。

(4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以上



平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

平成20年9月

 日本郵便

平成21年度 カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

1

～ 目 次 ～

- P.2 はじめに
- P.4 配分事業の流れ
- P.5 CDM排出権取得・償却事業助成
 - P.5 I CDM排出権取得・償却事業助成プログラム
 - P.6 II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム
- P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施
- P.8 配分申請に必要な書類
- P.9 配分決定と通知の時期
- P.10 配分通知の交付式、年賀寄附金配分事業の表示、終了時、監査及び評価
- P.11 お問い合わせ、その他ご注意



地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成20年10月1日(木)から平成20年11月30日(日)

■はじめに

【カーボンオフセット年賀について】

平成20年用寄附金付年賀葉書に初めて発行されました「カーボンオフセット年賀はがき」(「カーボン年賀」と呼ぶ)は1,500万枚が流通し、多くの方々にカーボンオフセットの認知を頂くことになりました。昨年秋頃にはほとんど知られていなかった「カーボンオフセット」と言う言葉もその後1年を経て、今やほとんどの方々の知るところとなりました。この夏にはかもめ〜の一環として「カーボンオフセットかもめ〜のはがき」が発売されて、夏、冬を通じてカーボンオフセットはがきが流通するようになりました。

CO₂の削減に協力したいと思いつながりながら、なかなか具体的な行動をとることのできない多くの方々から、はがきを買ってCO₂削減に貢献できる身近な仕組みとして支持を集めています。家庭部門で一人一日当たりのCO₂削減目標はチームマイナス6%により1Kgとされていますから、約3,800万人の方々の一日常の削減目標達成に貢献したことになります。

また1枚のカーボンはがきには年賀寄附金とマッチング寄附金を合計して10円の寄附金が付与されていることになります。今回のCO₂1Kgあたりの平均価格はほぼ4円となりましたから、1枚のはがきで2.5KgのCO₂をオフセットすることが出来ます。わが国の一人当たりの家庭部門の年間CO₂排出量を約1.3トンとすると、一週間で24.9Kg、10枚のカーボンはがきでオフセットすることが出来ます。すなわち一人が排出した1週間分のCO₂量を10枚のカーボンはがきで全て相殺することができ、この期間全くカーボンを出さずに生活したのに等しい状態にすることが出来ます。

(※注1)「カーボンオフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を見積もり、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること(具体的には排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得)により、排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方で。

(※注2)「カーボンオフセット年賀は、年賀葉書の製作や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」に貢献するものです。



www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便

【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて60回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められています10の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

この一環として、平成20年度より寄附の目的を地球環境の保全を図るための温室効果ガス削減への貢献に限定した「カーボンオフセット年賀」を発行しました。お預かりした寄附金及びそれと同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO₂排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出量削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀葉書を贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意思をもって寄附活動に参加するという世界でも類を見ない取組です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった息の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

【郵便事業株式会社の寄附金について】

郵便事業株式会社は、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、それと同等額を寄附いたします。配分する寄附金額の使途内容は、①カーボンオフセット年賀寄附金と同様にCDM排出権の取得、②カーボンオフセット年賀寄附金と郵便事業株式会社の寄附金で取得するCDM排出権の取得費用・排出権を国の償却口座へ移転させるための費用等必要経費とし、更に排出権の取得・償却事業を行う団体が希望する場合は①、②とは別枠で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。

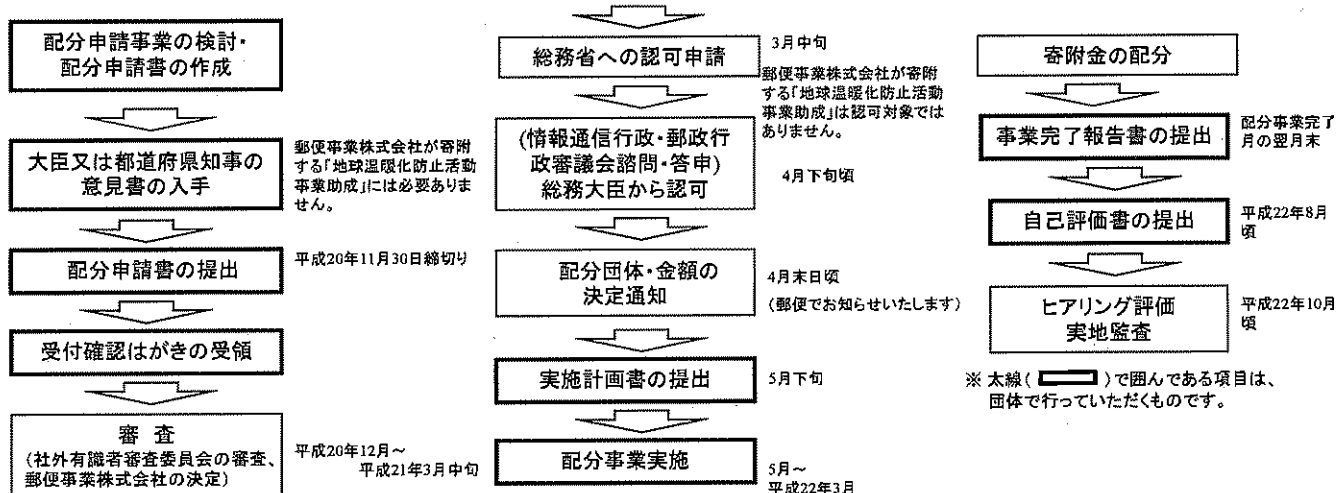


www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便

【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入力してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。申請に必要な書類を揃えて(申請書を折らずに入る封筒をご使用ください。)、郵便(配達記録郵便)にてお送りください。受付期間は平成20年10月1日(水)から平成20年11月30日(日)(当日消印有効)です。消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨を表示して返送いたします。平成20年12月15日(月)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

【CDM排出権取得・償却事業助成】

I CDM排出権取得・償却事業助成プログラム

1. 寄附金の規模

平成21年用カーボンオフセット年賀は、1枚につき5円の寄附金が付加されており、6千万枚発行いたします。寄附金の規模は販売枚数によることとなりますが、今回も昨年と同様に郵便事業株式会社がお客様から寄せられた寄附金額と同額の寄附をいたしますので、寄附金総額はお客様からの寄附金の2倍となります(この寄附金総額が確定するのは平成20年3月頃です。)。この寄附金額の全てが排出権の取得・償却(①CDM排出権価額、②CDM排出権の取得費用・排出権を国の償却口座へ移転させるための費用等必要経費)のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCDMプロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成21年度中に国の償却口座に移転していただきます。取得・償却する排出権は、二酸化炭素やメタンガス削減に由来する自然エネルギー活用によるもの、かつ排出権創出国の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連によりCDMプロジェクトとして認定されたものとします。

事業実施の際には、取得した排出権が政府管理口座への移転(ログ登録)されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1件あたりの上限金額は設定いたしません。

助成金は月末交付となりますので、事務局へ取得した排出権が償却口座へ移転されたことを証明する取引記録の提出日より当該月末若しくは翌月末に交付いたします。

4. 審査のポイント

審査のポイントは次のとおりです。

- ①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権価額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本助成は、前ページ I CDM排出権取得・償却事業助成プログラムを申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。

この助成金は「カーボンオフセット年賀」で寄せられた寄附金額と同額額の寄附金とは別に郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO2削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成いたします。

※ 本プログラムは、I CDM排出権取得・償却事業助成が決定し、かつ審査委員会において配分が採択される必要があります。I CDM排出権取得・償却事業助成が決定しても、審査において本プログラムが不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 助成金額

1件あたりの上限は500万円です。

当該活動を行うのに真に必要な金額とし、助成金は事業開始月と10月末(若しくは終了月の月末)の2回分割で交付、または終了月一括で交付いたします。

2. 活動実施地域

活動実施地域は日本国内とします。

3. 活動事業に期待すること(優先配慮)

① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

② 先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。

③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

4. 助成金の経費項目

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

【申請のできる団体】

カーボンオフセット年賀の購入者から郵便事業株式会社がお預かりした年賀寄附金及び郵便事業株式会社の寄附金の配分団体及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。

申請のできる団体は日本の非営利法人であり、公益法人(社団法人、財団法人)、NPO法人、中間法人、独立行政法人とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)第5条にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。本年12月1日より施行される「新公益法人制度」により法人種別に変更が生じる場合のものについては、申請時の法人格が継続されているものとみなします。

【審査委員会】

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請(公募)を審査します。審査過程で申請者に問い合わせを行うことがあります。

【事業の実施】

- (1) 申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる場合があります。その場合は事務局より申請団体へ連絡を行い、減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請時から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。現状に即した事業実施計画書に修正して、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請書の趣旨を変えない範囲での事業内容変更、金額の小幅な変更のみ可能です。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(次年度の寄附金に繰り越します。)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりません。自己負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)及びカーボンオフセット年賀特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)からpdf形式及びワード形式でダウンロードできます。インターネットにアクセスできない方は、下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申し込みください。

■ 必要書類

(1) 申請書類

- ① 「CDM排出権取得・償却事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事の「CDM排出権取得・償却事業助成」についての意見書（「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。）
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 直近年度の申請団体収支決算書、収支予算書
- ⑤ 取得(予定)排出権のCDMプロジェクトの詳細な内容書
- ⑥ 申請団体に関する説明資料やパンフレット(過去の実績資料や記事等を添付できます。)
- ⑦ その他審査委員からその都度求められる書類

(2) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した郵便はがきを必ず同封してください。申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便)にてお送りください。なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便
POST

(申請書類の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始(12.29~1.3)を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

受付期間は平成20年10月1日(水)から平成20年11月30日(日) (当日消印有効)です。
消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(3) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出してください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただけます。記載紙面の追加等は認めていません。記入欄を超えたり、記入文字数制限を越えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみにて行うので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した確かかつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心がけてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。
- ⑤ 申請書用紙は年賀寄附金ホームページ、若しくはカーボンオフセット年賀特設ホームページからダウンロードできます。

【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可(地球温暖化防止活動事業助成は認可の対象ではありません。)を受けて決定・発表いたします。
- (2) 配分申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合があります。
- (3) 配分団体・配分額の決定は平成21年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき、書面にてお知らせいたします。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便
POST

【配分通知の交付式】

弊社(本社)において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、寄附金配分対象団体にはご出席をお願いいたします。
(平成20年5月頃開催予定)

【年賀寄附金配分事業の表示】

(1) CDM排出権取得・償却事業

- ① 寄附金配分を受けて取得した排出権を日本国の償却口座に移転させる際は、カーボンオフセット年賀寄附金により取得した旨の通知を国に必ず行っていただきます。
- ② 何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%の達成に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
- ③ 寄附金配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。

(2) 地球温暖化防止活動事業

- ① 上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもって、第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
- ② 同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。

上記広報活動については、年賀寄附金事務局(下記「お問い合わせ先」の連絡先)まで情報提供をお願いします。

【事業終了時】

排出権取得・償却及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「事業完了報告書」、またその後「自己評価書」を提出していただきます。

【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が実地に監査にお伺いします。

また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便
POST

【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際において電話がつながりにくい場合があります。その際はご了承願います。

【郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局】

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日を除く10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

【その他ご注意】

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管してください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、予めご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承願います。

【参考:平成20年度配分事例】

平成20年用カーボンオフセット年賀寄附金は合計7,464万円となり、それに郵便事業会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、合計額は1億4,985万円となりました。この寄附金により右表のCDMプロジェクトの排出権(CO2総量3万8千175トン)を取得し、償却を目的として、政府管理口座へ移転することにより、京都議定書の約束の6%削減に貢献します。

項目	内容
1. CDMプロジェクト	アルゼンチンにおける風力発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0130) 韓国における風力発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0222) ブラジルにおける木質バイオマス発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0228)
2. 取得額(=配分額)	1億4,985万円
3. 償却CO2量	38,175t-CO2e



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便
POST